1:2,500

新座都市計画　地区計画の変更（新開地区）　計画図（地区整備計画図）

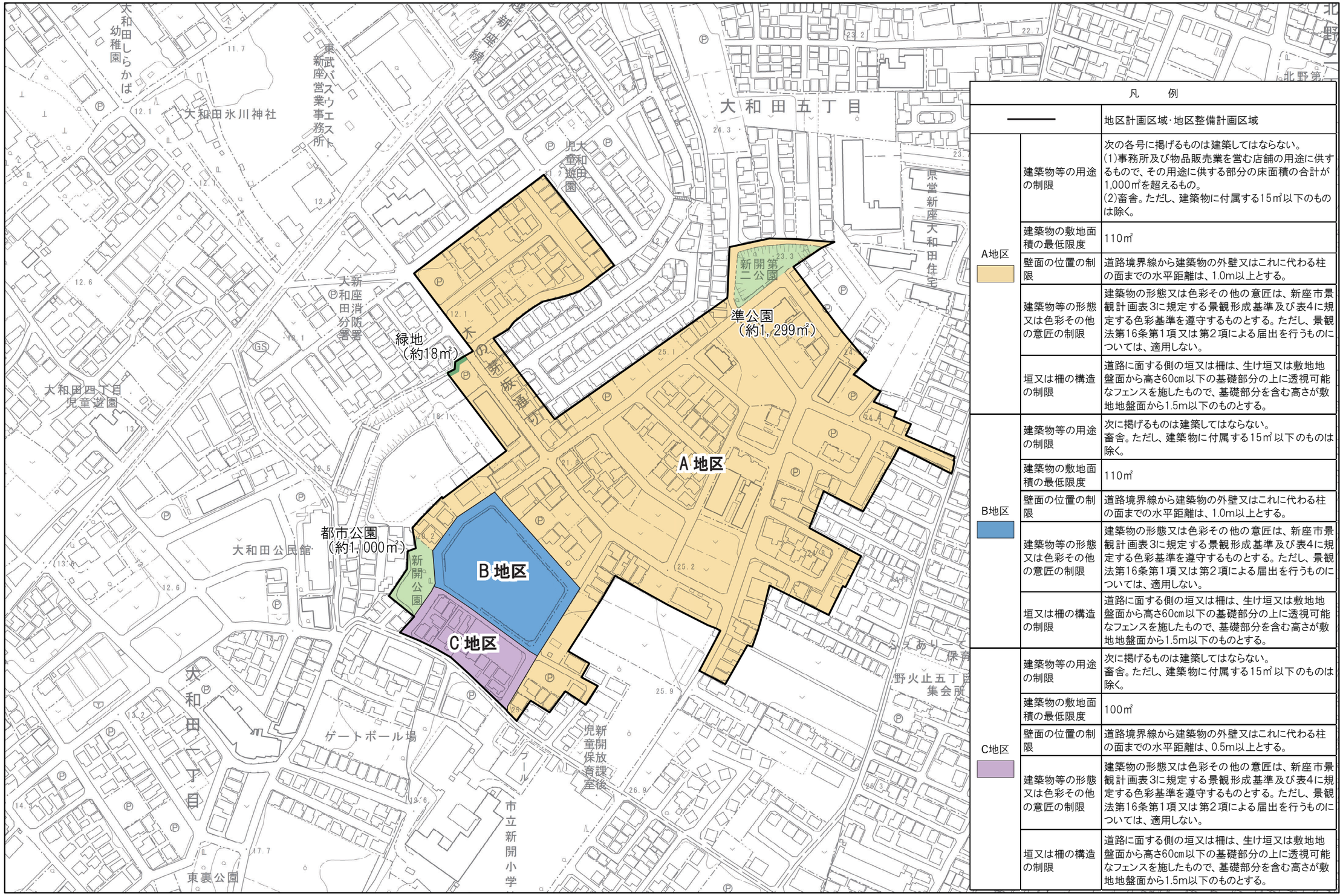

凡　例		
――――		地区計画区域・地区整備計画区域
A地区	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げるものは建築してはならない。 (1)事務所及び物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの。 (2)畜舎。ただし、建築物に付属する15㎡以下のものは除く。
	建築物の敷地面積の最低限度	110㎡
	壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの水平距離は、1.0m以上とする。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の形態又は色彩その他の意匠は、新座市景観計画表3に規定する景観形成基準及び表4に規定する色彩基準を遵守するものとする。ただし、景観法第16条第1項又は第2項による届出を行うものについては、適用しない。
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する側の垣又は柵は、生け垣又は敷地地盤面から高さ60cm以下の基礎部分の上に透視可能なフェンスを施したもので、基礎部分を含む高さが敷地地盤面から1.5m以下のものとする。
B地区	建築物等の用途の制限	次に掲げるものは建築してはならない。 畜舎。ただし、建築物に付属する15㎡以下のものは除く。
	建築物の敷地面積の最低限度	110㎡
	壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの水平距離は、1.0m以上とする。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の形態又は色彩その他の意匠は、新座市景観計画表3に規定する景観形成基準及び表4に規定する色彩基準を遵守するものとする。ただし、景観法第16条第1項又は第2項による届出を行うものについては、適用しない。
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する側の垣又は柵は、生け垣又は敷地地盤面から高さ60cm以下の基礎部分の上に透視可能なフェンスを施したもので、基礎部分を含む高さが敷地地盤面から1.5m以下のものとする。
C地区	建築物等の用途の制限	次に掲げるものは建築してはならない。 畜舎。ただし、建築物に付属する15㎡以下のものは除く。
	建築物の敷地面積の最低限度	100㎡
	壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの水平距離は、0.5m以上とする。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の形態又は色彩その他の意匠は、新座市景観計画表3に規定する景観形成基準及び表4に規定する色彩基準を遵守するものとする。ただし、景観法第16条第1項又は第2項による届出を行うものについては、適用しない。
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する側の垣又は柵は、生け垣又は敷地地盤面から高さ60cm以下の基礎部分の上に透視可能なフェンスを施したもので、基礎部分を含む高さが敷地地盤面から1.5m以下のものとする。

1:2,500

0　50　100　200　300　400 m